

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町3丁目1-11

氏名 日盛運輸株式会社

代表取締役 宇田川 幸一

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

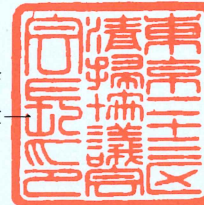
令和7年5月28日

江戸川区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2 事業の区分 収集・運搬（保管・積替えを含む。）

3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所
株式会社シンシア

4 作業場所 江戸川区の区域内

5 許可期間 令和7年6月1日 から
令和9年5月31日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

- 保管・積替施設については、以下のとおりとする。
- ・設置場所は、東京都江戸川区東葛西三丁目17番26号とする。
 - ・保管する一般廃棄物の種類は、普通ごみ、廃家電に限る。
 - ・施設の使用方法是、一般廃棄物を車両に積載した状態での積置きに限る。（廃家電を除く。）
 - ・施設は、区長の指定する処理施設へ搬入可能な日に使用しないこと。（廃家電を除く。）
 - ・一般廃棄物の保管を行う際は、一般廃棄物の保管を行う場所において、産業廃棄物、再生資源の保管・積替えは行わないこと。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、江戸川区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、江戸川区を被告として（訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。